

電波法に基づく工事設計合致義務等の御案内

登録証明機関協議会

電波法では、登録証明機関から工事設計認証を受けた方は、特定無線設備を取り扱う場合においては、認証を受けた工事設計等に合致させる義務が課せられています。

このため、登録証明機関協議会として、工事設計認証を受けられた皆様などに電波法令に基づく工事設計合致義務等の制度の概要を、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 工事設計の合致義務等について

工事設計の合致義務等は、電波法第38条の25の第1項により、「登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。」と規定されています。

また、第2項では、「認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。」と規定されています。

検査記録に記載すべき事項は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下、「証明規則」という）第19条の規定により、次のとおりとなっています。

- ① 検査に係る工事設計認証番号
- ② 検査を行った年月日及び場所
- ③ 検査を実施した責任者の氏名
- ④ 検査を行った特定無線設備の数量
- ⑤ 検査の方法
- ⑥ 検査の結果

更に、検査記録は、検査の日から10年間保存することが義務づけられています。又、検査記録の保存には、電磁的記録に係る記録媒体で行うことができますが、この場合、電子計算機等を用いて直ちに表示することのできる状態である必要があると規定されています。

2. 認証工事設計に基づく特定無線設備の表示について

表示は、電波法第38条の26の規定により、「認証取扱業者は認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条（電波法第38条の25）第2項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。」と規定されています。

また、前条（電波法第38条の25）第2項の規定に違反したときは、電波法第38条の28第2項の規定により、表示を付することを禁止される場合があります。

なお、表示は、証明規則 20 条により、総務省令で定める様式（証明規則様式第 7 号）のものを特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならないと規定しています。

3 工事設計合致義務に違反した場合の罰則について

工事設計合致義務に違反した場合は、罰則の規定が設けられています。

罰則は、電波法第 110 条、第 112 条、第 113 条、第 114 条に規定されており、第 114 条においては、法人罰も規定されており、一億円以下の罰金刑が規定されています。

工事設計合致義務に関する主なものとしては、次のとおりです。

- ① 総務大臣の表示の禁止命令に違反した場合
 - ② 紛らわしい表示を付した場合
- 等

「参考」

1. 工事設計認証とは、無線設備が技術基準に適合しているか否かについて、無線設備の工事設計（設計図、タイプ）及び製造される業者の無線設備の取扱い段階における品質管理方法を対象として行うものであります。その設備が生産される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産が行われることを確保するために「品質管理」を対象として認証が行われているものです。
2. 登録証明機関協議会とは、技適証明及び工事設計認証業務の円滑な運営を図り、もって電波利用秩序の維持とユーザーの利便を確保することを目的とした任意団体で、すべての登録証明機関で構成されています。なお、平成 21 年 12 月 22 日現在、登録されている登録証明機関は下表のとおりです。

3.

機関番号	登録証明機関
1 001	(財)テレコムエンジニアリングセンター
2 002	(財)日本アマチュア無線振興協会
3 003	(株)ディーエスピーリサーチ
4 004	(株)ケミトックス
5 005	テュフラインランドジャパン(株)
6 006	(株)アールエフ・テクノロジー
7 007	(株)UL Japan
8 008	(株)コスマス・コーポレイション
9 010	テュフズードオータマ(株)
10 011	(株)ザクタテクノロジーコーポレーション
11 012	インターテックジャパン(株)

以上